

山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市での、新型インフルエンザ等の対策に関して、関係部及び行政機関相互の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、山口市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、分析に関すること。
- (2) 市民及び関係機関への正確な情報提供に関すること。
- (3) その他、連絡会議に必要な調整に関すること。

(組織構成等)

第3条 連絡会議は、別表の職員をもって構成し、議長を置く。

2 連絡会議の議長は、副市長とする。

(会議)

第4条 連絡会議は、議長が招集する。

2 議長は、特に必要と認めるときは、関係部及び行政機関の職員又はその他の関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(連絡調整会議)

第5条 連絡会議に連絡調整会議を置く。

2 連絡調整会議は第3条の別表に掲げる各部政策管理室長及び関係課長等で構成し、健康福祉部政策管理室長が招集し、その議長となる。

3 連絡調整会議は、連絡会議の事前調整等を行う。

(庶務)

第6条 連絡会議及び連絡調整会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	総務部長	総合政策部長	地域生活部長	環境部長	健康福祉部長
経済産業部長	都市政策部長	教育部長	消防長	健康福祉部政策管理室長	